∑1234567890123456789012345678901

第1章 相続税の計算	相続税申告が必要か不要かはどう決まる？
A.基礎控除内に収まるか、申告が必要な優遇制度を使うかの2つで決まります。	

基本を知る

■ 相続税の申告が必要な2つのケース

1) 基礎控除を超え、自動適用の制度を使っても相続税が**0**円にならない場合

基礎控除額を超え、自動適用の制度（例:死亡保険金の非課税枠）を使っても相続税が残る場合は、申告が必要です。

2)「申告すれば使える優遇制度」を利用する場合

配偶者の税額軽減・小規模宅地の特例制度等など、申告をすることで初めて適用できる優遇制度があります。

これらの制度を使って相続税が0円になる場合でも、申告をしなければ優遇が適用されず、税金が発生したものとして扱われます。

■ 相続税の申告が不要な2つのケース

1) 総相続財産が「基礎控除額以内」の場合

総相続財産が基礎控除額以内であれば、相続税は0円となり、申告も不要です。※基礎控除の詳細は、1章2項、6章。

2)「申告しなくても自動で使える制度」により相続税が**0**円になる場合

障害者控除・相次相続控除・死亡保険金の非課税枠など、申告をしなくても自動的に適用される制度があります。※制度の詳細は6章9項。

これらの制度によって、相続税が0円になれば、申告は不要です。

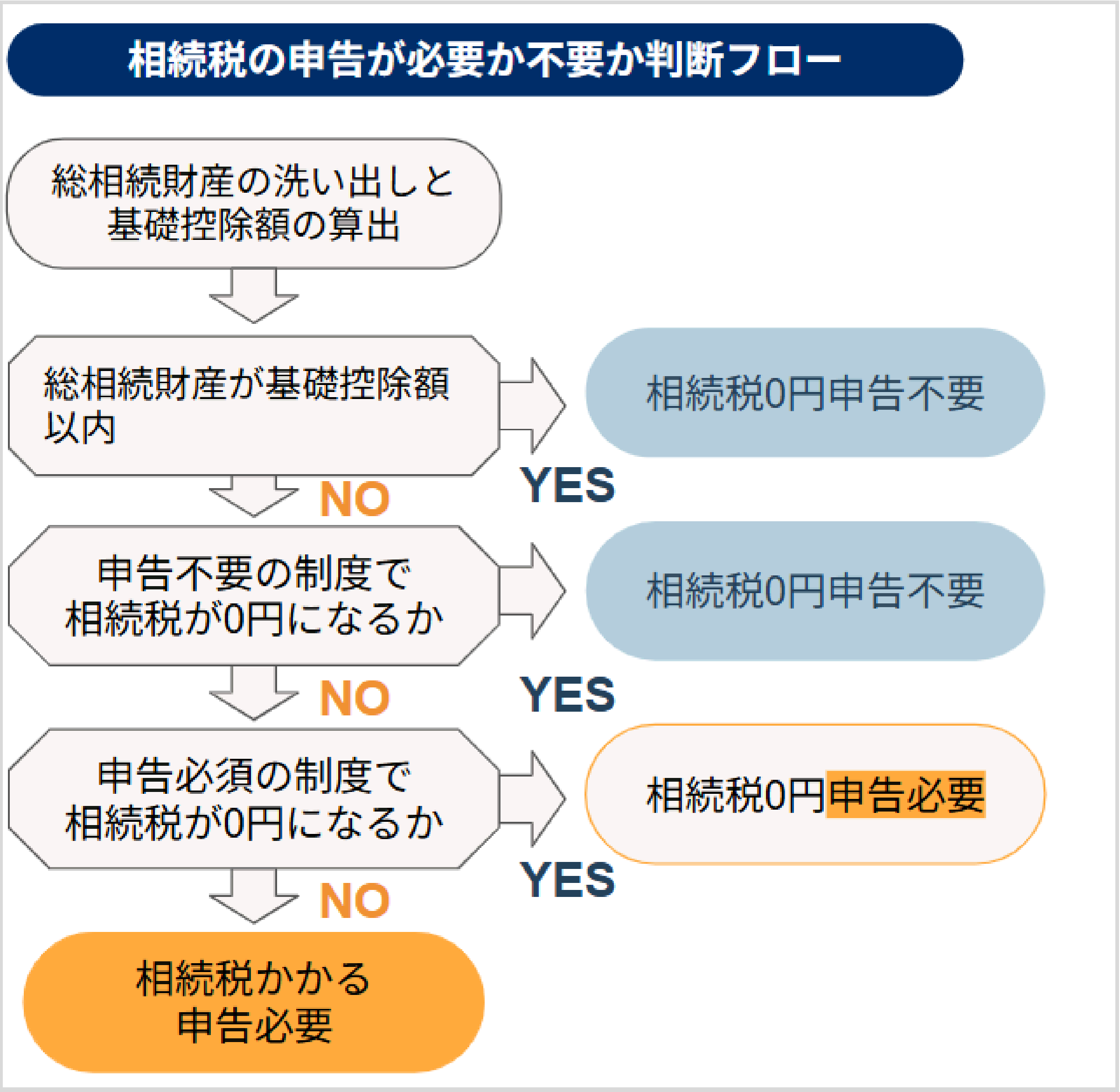

よくある誤解

× 相続税が**0**円なら申告しなくてよい

➡申告必須の制度適用によって相続税が**0**円となる場合は、申告が必要です。

税理士からひとこと！

申告の要否で迷ったときは、「申告必須の制度を使う可能性があるか」を一度専門家に確認しておくと安心です。